資料４

自治さんと学ぶ、自治基本条例講座

パブリックコメントって何？





ー広陵町自治基本条例第31条
（広報・広聴、パブリックコメント）ー


イヤイヤ
イヤイヤ君
わからないことはつい
イヤイヤしてしまう
たまに役場やさわやかホールで
見かける<u>これ</u>って何してるん?
これは
パブリックコメント
を実施しているんです!
意見書回収箱
自治
自治さん
自治基本条例に
詳しい妖精

パブリックコメント（意見公募手続）とは？

町民の皆さまの声を
町の施策に反映させる
ための取り組みです！！



パブリックコメント とは？

（意見公募手続）

町民の皆さまの生活に影響の大きい計画等を**定める前**に
ご意見をお伺いして、**計画等をより良いものにするため**の
町民参画の制度です。

町政運営の公正の確保 透明性の向上	＋	町民が町に 声を届ける機会

➡ **◎より良い計画等に!**

どんなものが対象？



・町の**基本的な方向性**等を
定める計画や条例
・町民に**義務を課したり**、
権利を制限する条例　など！

たとえば･･･

広陵町自治基本条例	広陵町地域公共交通計画
広陵町総合計画	広陵町こども計画

提出した意見はどうなるの？

計画等の案を公表

パブリックコメント期間
（原則 30日以上）

意見集約

計画等の最終決定・公表

この期間中に意見を提出！

いただいたご意見に対する町の考え方もHP等に公表します！



いただいた意見をふまえて、計画等を最終決定します！

誰でも意見を出せるの？



広陵町に関わる
さまざまな方が意見提出
できます！

具体的には･･･

- **広陵町内に在住・在勤・在学している方**
  （広陵町自治基本条例第2条第1号に規定される町民）
- **意見募集する計画等に利害関係のある方**

など

どうやって意見を提出するの？



まずは･･･ **計画等の案を確認しよう！**

資料は
町HPで公表されたり･･･



資料公表イメージ

これ！





町内公共施設等に設置される
資料閲覧場所で見られます！

いざ！ 意見を提出しよう！

１． 意見記入用紙を手に入れる！



パブリックコメント意見記入用紙

氏　名	
住　所	

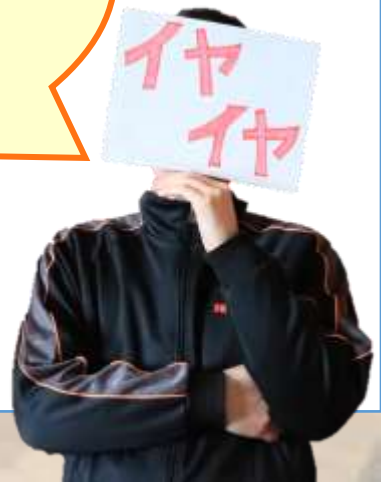
○ご意見内容について

該当箇所	
意　見	
該当箇所	
意　見	

※意見記入用紙イメージ



町HPとか、
さっきの資料閲覧場所に
置いてあるんやな！



２．用紙に意見を書く！



どんな意見を書けば
いいんや……

まちの将来を思い描いてみましょう･･･
広陵町の未来がもっと良く
なるようなアイデア・意見
をお待ちしております！



３．意見を提出する！

意見書回収箱へ投函！　　or 郵送、メール、FAX など



想いよ届け！





ほかには**オンライン**
フォームで受付して
いるものもあります！

詳しくは各パブリックコメントの
お知らせをチェック！





なるほど～。
パブリックコメントで**町の取り組みに参画**することができるんやな！

皆さまの声を町に届けるチャンスです！
熱いご意見をお待ちしています！



現在実施中の
パブリックコメント



現在・・・

計画案PDFの
QRコード
（全体・概要
版）

「第2期広陵町まちづくり推進計画（案）」

パブリックコメント実施中！

担当課：地域振興部協働のまちづくり推進課



「広陵町まちづくり推進計画」とは？

広陵町自治基本条例に基づくまちづくりを、具体的に進めていくために･･･

「どのように取り組むか」・「取組目標」を示す行動計画です。

自治基本条例は、広陵町に関わるすべての人がまちのことを思って、それぞれの役割で協力し合って行う**「まちづくり」を進めるためのルール**です！





「第2期計画」見直しのポイント①

令和５年に定めた計画を、今回**「第２期計画」**として見直しを行いました。

図表や文章をわかりやすく！



図解を加えたり・・・



ユニバーサルデザインのフォントに変えたりしてるで！

広陵町まちづくり推進計画

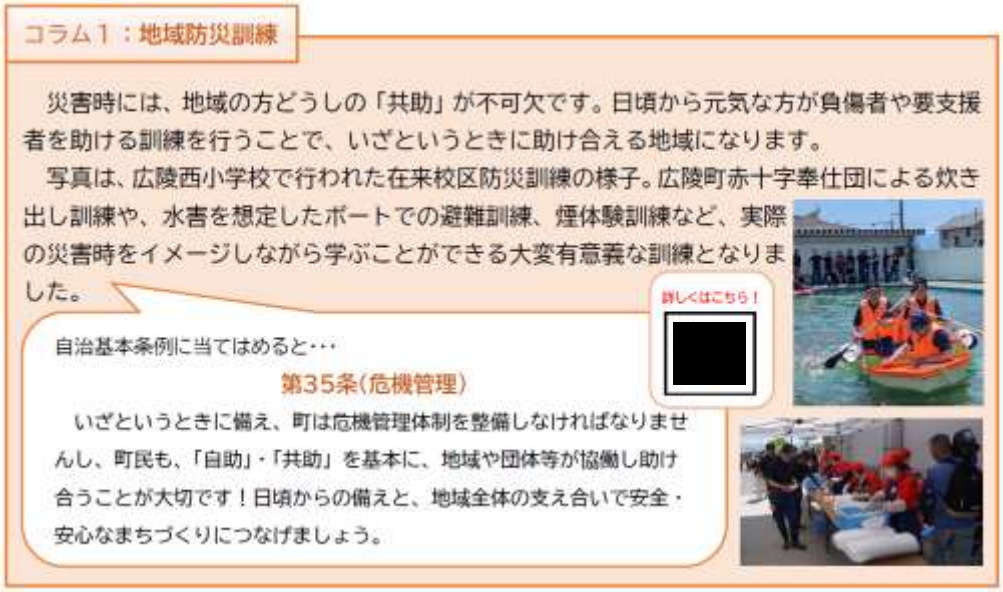
⬇

第2期広陵町まちづくり推進計画

「第2期計画」見直しのポイント②

「コラム」を充実！

実際の取組事例を
多数掲載しています！



「参画と協働って何？」
「どんなことがまちづくりなの？」
まちづくり活動の手引きとしても
利用いただけるように見直しました！



「第2期計画」見直しのポイント③

「指標」をわかりやすく！

計画に基づく施策の
進み具合を測るもの！

指　標

施策の方向性[1]	指標名	計画策定時	第1期目標値(R9)	現状値	第2期目標値(R13)	出典
①行政	【新規】「自治基本条例クレジット」を記載した発行物等の数	―	―	（今後把握）	50件	協働のまちづくり推進課資料
①協働	自治基本条例の周知に関する出前講座等の開催回数	5回(R4)	10回	6回(R7)	10回	



各指標がどの施策と対応しているか
わかりやすいよう、記載を工夫したで！

ご意見お待ちしております!

1．まずは計画（案）をチェック！

資料はここで見られます！

QRコード
でアクセス

- **広陵町HP**
- 広陵町役場 1階
- さわやかホール 1階
- 町立図書館 受付







- 中央公民館 1階
- グリーンパレス 1階
- はしお元気村 ロビー







２．HPや資料閲覧場所で意見記入用紙を手に入れ、ご記入ください！

３．意見記入用紙を提出！

【意見記入用紙の提出方法】
- 電子メール
- 郵送
- ファックス
- 資料閲覧場所に設置した意見箱に投函

QRコード
でアクセス

詳しくは広報11月号やHPを
チェックしてください！



スマホ・パソコンで完結！

オンラインフォームでも
受け付けています！

QR



意見募集期間

令和８年11月５日
～12月４日

ご意見お待ちしております!



問い合わせ先
地域振興部協働のまちづくり推進課
メール：kyodo@town.nara-koryo.lg.jp

広陵町

令和８年１０月作成